

あどぼ・していずんプロジェクト 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は「あどぼ・していずんプロジェクト」とし、通称を「あどぼの学校」とする。
英語名称は「ADVO Citizen Project」とする。

(事務所の所在地)

第2条 本会の主たる事務所を岐阜県不破郡垂井町宮代1794番地の1の特定非営利活動法人泉京・垂井事務所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、NGO・NPO等によるアドボカシーの普及および推進を通じて、一人ひとりの尊厳や権利を基盤とする、人々の声や参加を中心に営まれる社会のありようを実現していくことにより、草の根、参加型の民主主義のアップデート（進化、深化）と、持続可能な地域、世界、未来を具現化していくことを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) アドボカシーの担い手の育成および学び合いのための活動。
- (2) 各地域、各分野におけるアドボカシーの先進的な実践活動。
- (3) アドボカシーに関する調査研究活動。
- (4) アドボカシーに関わる人たちや団体のプラットフォーム形成活動。
- (5) その他、前条の目的に資する活動。

(構 成)

第5条 本会は以下のものから構成され、運営会員をもって本会の正構成員とする。

- (1) 運営会員・・・本会の目的、活動に賛同し、本会の活動を中心的に担う意志と能力を有するNGO・NPO等に関わる個人。
- (2) 参加団体・・・本会の目的、活動に賛同し、本会の活動に可能な範囲で参加しようとするNGO・NPO等の団体。

2 新たに本会の運営会員および参加団体になろうとするものは、本会が別に定める方法により参加申し込みを行い、参加理由が適切であると全国運営会議が認めるとき、運営会員および参加団体となることができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 進行役 1～2名
- (2) 運営委員 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 運営委員および監事は総会で選任する。

2 進行役は運営委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第8条 進行役は本会を代表し、本会の業務を統括する。

2 運営委員は、本規約ならびに総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

- 3 監事は本会の収支および財政の状況を監査し、全国運営会議および常任運営会議に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

- 第9条 運営委員および監事の任期は、選任された総会開催日の翌日から次々年度の次期役員選任が行われる総会の開催日までとする。
- 2 進行役の任期は、互選により選任を行った運営委員の任期と同様とする。

(総会)

- 第10条 本会の最高機関として総会をおく。総会は運営会員により構成される。参加団体は総会に出席し、意見を述べることができる。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 活動計画および予算の承認
 - (2) 活動報告および決算報告の承認
 - (3) 運営委員および監事の選任
 - (4) 本規約の承認および改正
 - (5) 解散
 - (6) その他、本会の運営に必要な事項
 - 3 総会は、年1回以上開催するものとし、以下の場合に進行役が招集し、開催する。
 - (1) 先の総会で開催の必要が認められ、日時等が定められたとき。
 - (2) 運営会員の3分の1以上から目的を示して開催の請求があったとき。
 - (3) 進行役が必要と認めたとき。
 - 4 総会は、通信および電磁的方法をもって行うことができる。
 - 5 総会は、運営会員の過半数の出席（委任状の提出を含む）により成立する。
 - 6 総会の議長は、運営会員の互選とする。
 - 7 総会の議決は、特に定めのない限り、出席運営会員の過半数の賛成によるものとし、可否同数のときは議長が決する。
 - 8 総会の議事について、日時、場所、出席者、議事概要、議決結果等を記した議事録を作成しなければならない。議事録は議長の責任のもとに作成するものとし、議長は議事録作成者を指名することができる。

(全国運営会議)

- 第11条 本会の日常的な意志決定のために、全国運営会議をおく。
- 2 全国運営会議は、運営委員をもって構成する。ただし、全国運営会議において必要と認めた場合は、運営委員以外の者が出席することができる。
 - 3 全国運営会議は、必要に応じて随時開催することとし、進行役が招集する。
 - 4 全国運営会議は、進行役ないし進行役が指名した運営委員が議長を務めるものとし、実施方法、議決方法、議事録作成は第10条4、7、8の規定に準じて行う。
 - 5 総会議案は全国運営会議の議決を経て提案するものとする。

(常任運営会議)

- 第12条 本会の実務的な意志決定および業務遂行のために、常任運営会議をおく。
- 2 常任運営会議は、進行役および会計、事務局、その他の業務を統括・担当する運営委員をもって構成する。ただし、常任運営会議において必要と認めた場合は、上記以外の者が出席す

ることができる。

3 常任運営会議の開催、招集、司会、実施方法、議決方法、議事録作成は、第11条3、4の規定に準じて行う。

4 緊急の対応が必要と判断されるとき、常任運営会議は全国運営会議の権限を代行することができる。ただし、事後に全国運営会議ないし総会の承認を受けるものとする。

(資産および会計)

第13条 本会の資産は、常任運営会議の指示のもと、指定された運営委員および事務局が管理する。

2 本会の業務遂行に要する経費は、寄付金、助成金、事業収入、資産から生ずる果実およびその他の収入を持ってこれに充てる。

3 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に常任運営会議および指定された運営委員において編成し、全国運営会議の議決を経たうえ、総会の承認を受けなければならない。

4 事業計画および収支予算を変更する場合は全国運営会議の承認を受け、総会で報告しなければならない。

5 本会の収支決算は、毎会計年度ごとに常任運営会議および指定された運営委員において作成し、貸借対照表および事業報告とともに監査の意見をつけて全国運営会議の議決を経たうえ、総会の承認を受けなければならない。

6 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の円滑な業務遂行のため、事務局をおくことができる。

2 事務局の設置は、全国運営会議の議決による。

3 事務局は常任運営会議が統括し、予め指定した運営委員を統括責任者とすることができる。

4 事務局にスタッフをおくことができる。スタッフは全国運営会議の議決により、進行役が委嘱する。

5 全国運営会議の議決により、事務局をNGO・NPO等の団体に委任することができる。

(規約の改正)

第15条 本会の規約の改正は、全国運営会議の議決を経たうえ、総会で出席運営委員の3分の2以上の賛成による承認を得なければならない。

(解散)

第16条 本会の解散は、全国運営会議の議決を経たうえ、総会で出席運営委員の3分の2以上の賛成による承認を得なければならない。

(解散時の財産)

第17条 本会が解散したときに残存する財産は、総会で議決したものに譲渡する。

(附 則)

1 この規約は、総会が議決した日から施行する。

2 本会の規約制定、施行時の運営会員は以下のものとする（50音順）。

伊藤 幸慶（ニカラグアの会 事務局長）

加藤 良太（特定非営利活動法人 環境市民 理事）

神田 浩史（特定非営利活動法人 泉京・垂井 副代表理事）

栗本 知子（特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター（PARC） スタッフ）

小泉 雅弘（特定非営利活動法人 さっぽろ自由学校「遊」 理事・事務局長）
近藤 牧子（認定 NPO 法人 開発教育協会 副代表理事）
滝 栄一（特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター 政策提言委員）
田中 滋（特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター（PARC） 理事・事務局長）
鉄井 宣人（特定非営利活動法人 泉京・垂井 スタッフ）
新川 達郎（同志社大学 名誉教授）
西井 和裕（特定非営利活動法人 泉京・垂井 理事）
花崎 晶（八王子市民のがっこう まなび・つなぐ広場）
堀内 葵（特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） シニアアドボカシーオフィサー）
吉岡 久恵（パブリックコメント普及協会 代表）

3 本会の規約制定、施行時の役員は以下のものとする（各 50 音順）。ただし、監事は本会設立後に選任する。

(1) 進行役である運営委員

神田 浩史 加藤 良太

(2) その他の運営委員

伊藤 幸慶 栗本 知子 小泉 雅弘 近藤 牧子 滝 栄一 田中 滋 鉄井 宣人

4 本会の規約制定、施行時の事務局は以下の団体とする。

特定非営利活動法人 泉京・垂井

特定非営利活動法人 環境市民

ニカラグアの会

（2015年1月9日活動開始、2023年10月5日団体設立・施行）

【あどぼ・していずんプロジェクト（あどぼの学校）連絡先】

〒503-2124 岐阜県不破郡垂井町宮代 1794 番地の 1 特定非営利活動法人泉京・垂井 内

URL: <https://www.advo-citizen.org/> E-mail: <https://www.advo-citizen.org/contact>